

「教育公務員として憲法第16条を活用しましょう。」

大げさなタイトルで恐縮です。でも、労働条件の改善、差別問題を解消する上で、第16条（請願権）はとても素晴らしい条文ですので紹介したいと思います。では先ず憲法の基本から・・・

立憲主義の立場から、私たち公務員には憲法を尊重し擁護する義務があります（憲法第99条）。

憲法前文は「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と宣言しており、憲法の基本原理（国民主権・平和主義・基本的人権の尊重）をくらしに生かすべく、労働組合や市民団体は、様々な差別や不合理を告発し、法律を制定して社会システムの改善を続けてきました。では、私たち教育公務員の身近な例を紹介してみましょ。

産休・育休制度は戦後70年にわたり改善してきました。昔のお母さん教職員は生まれたばかりの我が子とすぐに離れざるを得ず、学校職場に向かい、疲労と不安に苛まれながら、未来の女性たちのための権利向上運動に取り組んできました。たとえば産休は1960年代6週しかありませんでしたが、1972年に12週→14週、1981年に15週、1983年に16週と拡大して現在に至ります。

近年では2017年に改正育児休業法がスタートしましたが、それまでの歴史を繙くと数年おきに育児休業や育児時間などを前進させてきたことが分かります。

他の例を挙げれば、職員室が煙草でモクモクしていて苦しかった時代からの改善（健康増進法）、修学旅行が長く姫路までに制限されていた規則を改善させ、沖縄行きを実現させたこと、クラス人数を50人から45人、40人と削減させたこと、低賃金であった教職員賃金を前進させてきたこと、などなど、数多くの改善は（組合の交渉に加え）先輩たちの粘り強い請願行動で実現してきました。

これらはすべて、誰かが「差別、不合理を指摘」→「署名やデモや宣伝で賛同者が広がる」→「マスコミが取り上げ、世論が形成され、議員が動き出す」→「法律、規則の制定」→「改善」という流れとなります。（突然、マスコミが取り上げることは稀です。）

そこでいつも力を発揮してきたのが憲法16条の「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」です。労働組合も市民運動も、この条文に基づき制定されている請願法を根拠に運動を展開し、権利拡大を実現してきました。請願法では氏名と住所とが必要になりますので、煩雑ではありますが御署名の際には住所もお願いしてきました。

現在、日本でも「Change.ORG（チェンジ・ドット・オーグ）」というオンライン署名運動が広がり、検察官定年延長法問題で大きな力を発揮し、政府の横暴を止める一因となったのはご存じの方も多いと思います。しかし、現在のところ、電子署名であっても正式の請願には住所記入が必要となります（もっと良いシステムをつくりたいですね）。

さて先月19日、県教委から次年度の学級削減が発表されました。桐高（統合新設）で-2、前南・勢農・清明・太工・沼女・利実・藤中・館商工で-1の10学級減です。私たちは学級減ではなく、30人学級に改善することを毎年請願しております。コロナ禍で少人数学級実現はまったなしの状況です。「ゆきとどいた教育署名」はじめ、色々な請願行動に今年も御協力ください。8月3日には県教委に対しての要請行動も行います。子どもたちの未来のため、学校での切実な要求実現のため、ともに理想を掲げ行動していきましょう！

職場をめぐる様々な問題について、皆様のご意見・情報をお寄せください。
高教組は教職員の労働条件改善のために頑張ります。ご支援・ご加入をお願いいたします。

群馬県高等学校教職員組合

(TEL:027-231-2784/FAX:027-231-2787)

ホームページはこちら

<http://www.ghtu.org/>

